

第 1699 回 (11 月 26 日)
協同組合と非営利

堀 越 孝 良

農協法の非営利原則規定に関する制定の経緯等を整理し、同規定の果たした役割と今後における解釈の基本的方向を明らかにした。

農協法の政府案に非営利原則が挿入されたのは、昭和 22 年初めの GHQ 天然資源局指示以降であり、その指示は 1922 年のケンタッキー州法（ピングハム販売協同組合法）の影響を受けて行われたものだと考えられている。その指示が受け入れられた背景には、産業組合が営利の観念を欠くものであるとした昭和 9 年の大審院判例や協同組合原則（出資配当制限）の影響があると考えられる。

農協法は非営利原則が規定されたが、水産業協同組合法には規定されなかった。これは、水産業協同組合法が漁業生産組合をも規定していたためであると考えられている。しかし、漁業生産組合への適用を除外して非営利原則を規定する選択肢も存在したはずである（現に、農協法では農事組合法人には非営利原則を適用しなかった）。他方、税制当局は、漁協を非課税団体としないように細心の注意を払っていたはずである。税制当局との折衝の過程で、非営利原則ではなく直接奉仕原則が規定されることになった可能性がある。そうでなければ、立法直後に水産庁が直接奉仕原則が非営利を明らかにした規定であると解説している理由が説明し難い。なお、同じく昭和 23 年に制定された消費生活協同組合法では、非営利原則が規定されていないが、非課税規定はない。しかし、同法の立法には特殊な事情があった。すなわち、小売店等が同法の制定に反対しており、かつ、同法の実現は芦田連立政権成立の前提となった政策協定項目の一つであった。

農協法の非営利原則規定は、昭和 37 年の最高裁判決において、農協に短期消滅時効を

適用しない根拠として引用される。学説上も、協同組合は非営利が本質であるから商人ではなく商法は適用されないとするのが多数説のようである。しかし、この判決は、農事組合法人の規定が農協法に盛り込まれる前の判決であり、農事組合法人の存在が現れ始めて以降の解釈としては疑問がある。すなわち、農事組合法人には明らかに農協法上の非営利原則は適用されていないから、多数説に従えば、農事組合法人は商人となる。また、農事組合法人は民法第 173 条第 1 号で定める生産者に該当し、その生産する産物の代価たる金銭債権は 2 年の短期消滅時効を免れることはできない。よって、農事組合法人が商人でないことは実益がない。更に、農事組合法人は一般に農協ほど頻繁に取引行為を行わないので、短期消滅時効を農事組合法人に適用し、農協に適用しないことは、著しく均衡を失って不当である。

また、戦後の農協法改正の動向の一つは員外利用枠の拡大であり、商法規定の準用の増大である。こうした動向は、農協の取引の利便を図り、取引回数等を増大させる。すなわち、実態としての農協の商人性を強める改正であった。他方、農協の取引分野、取引量、取引回数等は、総量にしても 1 農協当たりにしても大幅に増大しており、農協を商社、銀行等との対比において、商人と扱わない理由は存在しない。このことから、非営利原則規定は、最大奉仕原則規定とともに、農協運動における一つの指針と考えるべきであり、実体法的規定と考えるべきではない。

運動の指針又は理念として考えてみると、「非」営利という否定を表す用語が適当であるとは考えられない。ICA における協同組合原則の改定が行われたことでもあり、日本の農協運動の指針又は理念の再検討を期待したい。